

- 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日付け老計発第 0317001 号、老振発第 0317001 号、老老発第 0317001 号）（抄）

新	旧
第一 （略） 第二 指定介護予防サービス単位数表に関する事項 1・2 （略） 3 介護予防訪問看護費 (1)～(27) （略） <u>(28) 介護職員等処遇改善加算について</u> 介護予防訪問入浴介護と同様であるので、2 (12)を参照のこと。 4 介護予防訪問リハビリテーション費 (1)～(15) （略） <u>(16) 介護職員等処遇改善加算について</u> 介護予防訪問入浴介護と同様であるので、2 (12)を参照のこと。 <u>(17) （略）</u> 5～10 （略） 11 介護予防支援 (1)～(5) （略） <u>(6) 介護職員等処遇改善加算について</u> 介護職員等処遇改善加算の内容については、別途通知（「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」）を参照すること。	第一 （略） 第二 指定介護予防サービス単位数表に関する事項 1・2 （略） 3 介護予防訪問看護費 (1)～(27) （略） （新設） 4 介護予防訪問リハビリテーション費 (1)～(15) （略） （新設） <u>(16) （略）</u> 5～10 （略） 11 介護予防支援 (1)～(5) （略） （新設）